

鳥取県教育委員会告示第22号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成23年11月25日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

墳墓の部

名称	所在地
新井三嶋谷墳丘墓	岩美郡岩美町大字新井三嶋谷419-2
	岩美郡岩美町大字新井字長道路418-1